

議 案 第 83 号

松戸市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

松戸市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成31年3月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地方税共同機構の設立に伴い、職員の派遣対象団体である一般社団法人地方税電子化協議会の業務が地方税共同機構に移行されることとなったため。

松戸市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部を改正する条例

松戸市職員の公益的法人等への派遣に関する条例（平成13年松戸市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号を次のように改める。

(8) 地方税共同機構

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。